

高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 県は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進するため、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（令和5年3月30日付け4環バ第465号農林水産事務次官依命通知。以下「国推進要綱」という。）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産省生産局長通知。以下「国緊急要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、交付金の交付対象として知事が認める事業（以下「交付金事業」という。）に係る経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金事業、交付対象経費及び交付率)

第3条 前条に規定する交付金事業、交付対象経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の交付の申請)

第4条 交付金事業を行う者（以下「事業実施主体」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該事業実施主体に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付金事業の着手)

第6条 事業実施主体は、交付金事業に着手する場合、原則として、前条の規定による交付金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により交付金の交付の決定前に着手を行う必要がある場合、事業実施主体は、別記第2号様式による交付金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 事業実施主体は、交付金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 事業実施主体は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、当該契約に係る一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。
- (3) 交付金事業が予定の期間に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第3号様式による交付金遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。この場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。
- (4) 交付金事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 交付金事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 交付金事業の実施に当たっては、第5条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、県税の納税義務がない場合は別記第4号様式による申立書を第4条第1項に基づく交付申請時に提出すること。

(交付金事業の変更)

第8条 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第5号様式による交付金変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別表の経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の軽微な変更を除く。

(交付金事業の遂行状況報告)

第9条 事業実施主体は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記第6号様式による交付金遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、第11条の規定による概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができる。

(交付金事業の実績報告等)

第10条 事業実施主体は、交付金事業が完了したときは、別記第7号様式による交付金実績報告書を、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、交付金事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、当該年度の3月31日までに別記第8号様式による交付金年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした事業実施主体は、第1項の交付金実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした事業実施主体は、第1項の交付金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。ただし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の概算払)

第11条 事業実施主体は、交付金の概算払を受けようとするときには、別記第10号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業実施主体がこの要綱の規定に違反し、又は交付金事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 事業実施主体が虚偽又は不正の申請により、交付金の交付を受けたとき。
- (3) 事業実施主体が交付金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 交付金事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (5) 事業実施主体が第5条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めたとき。

(関係書類の保管)

第13条 事業実施主体は、交付金事業に係る帳簿及び関係書類を、当該交付金事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、交付金事業により取得した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具で、処分制限期間を経過しないものにあつては、当該処分制限期間を経過するまでの間、別記第11号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管しなければならない。

2 事業実施主体（市町村に限る。）は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第12号様式による交付金調書を作成しておかなければならない。

（グリーン購入）

第14条 事業実施主体は、交付金事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第15条 交付金事業又は事業実施主体に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年9月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第4号及び第5号、第10条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

区 分	経費の区分	事業実 施主体	交付率	交付上限等	重 要 な 変 更	
					経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
1 高知 県みど りの食 料シス テム戦 略推進 交付金 (推進事 業)	1 有機農業産地づ くり推進 国要綱に基づき 行う事業に係る次 の経費 ア 有機農業実施計 画の策定 イ 有機農業実施計 画の実現に向けた 取組の実践 ウ 飛躍的な拡大産 地の創出	・市町村 ・協議会	定額※ ※機械リ ースにつ いては2 分の1以 内	1 市町村当た り年間 ア 10,000 千円 イ 有機農業実施 計画策定の 翌年度 8,000 千円 翌々年度 6,000 千円 ウ イの取組を開 始した翌年度 以降（3年以 内） 10,000 千円※ ※有機農業の 取組面積の大 幅な拡大に向 けた取組への 支援 なお、イの取 組を開始した 翌年度にイと ウに並行して 取り組む場合 16,000 千円	経費の欄 に掲げるイ とウの経費 の相互間に おける30 パーセント を超える増 減	1 事業の 新設又は 中止もし くは廃止 2 事業実 施主体の 変更 3 事業費 の30パ ーセント を超える 増又は交 付金の増 4 事業費 又は交付 金の30 パーセン トを超える 減 5 成果目 標の変更

<p>2 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金(科学技術振興事業)</p>	<p>1 グリーンな栽培体系への転換サポート 国要綱に基づき行う事業に係る次の経費 ア グリーンな栽培体系の検討 イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入 ウ 消費者理解の醸成</p>	<p>・協議会 ・市町村 ・農業協同組合</p>	<p>ア 定額 イ 2分の1以内 ウ 定額</p>	<p>ア 1地区当たり年間3,000千円※ ※有機農業の取組面積の拡大に向けた栽培体系を検討する場合又は、環境負荷低減の取組のうち複数の取組を検討する場合は1地区当たり年間3,600千円 イ 上限なし ウ 1地区当たり300千円</p>	<p>経費の欄に掲げるアからウまでの経費の相互間における30パーセントを超える増減</p>	<p>1 事業の新設又は中止もしくは廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30パーセントを超える増又は交付金の増 4 事業費又は交付金の30パーセントを超える減 5 成果目標の変更</p>
---	---	--	---	---	---	--

(注) 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金の交付の対象となる農業用機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○

又は

団体所在地

団体名 代表者 ○○ ○○

生年月日

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付申請書

令和○○年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第4条の規定により、交付金○○○円の交付を申請します。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

III 事業完了予定年月日

IV 収支予算

V 添付書類

注) 様式はA又はBのとおりとする。

1 本交付要綱別表の区分1に記載がある事業・・・・・・・・・・様式A

2 本交付要綱別表の区分2に記載がある事業・・・・・・・・・・様式B

(注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式A

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

経費の区分	事業概要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C) + (D) + (E)	負担区分			備考
				交付金 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
有機農業実施計画の策 定		円	円	円	円	円	
有機農業実施計画の実 現に向けた取組の実践							
飛躍的な拡大産地の創 出							
合 計							

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、市町村全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体（市町村を除く）の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国又は地方公共団体の一般会計
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における交付金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

Ⅲ 事業完了予定年月日

Ⅳ 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
県交付金		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
事業費		
計		

Ⅴ 添付書類

- (1) 事業実施計画書（みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱に基づいて提出したもの）の写し
- (2) 協議会の規約及び体制図を確認することができる資料
- (3) 総事業費の内訳について、積算根拠となる資料
- (4) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないことを証明する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）を提出してください。

ただし、市町村が補助事業者の場合は、市町村が事業実施主体から提出された納税証明書又は申立書を確認することとし、提出の必要はありません。

- ※1 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要綱」における第4号様式
 - ※2 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
- (注) マイナンバーカードは表面のみをコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(5) その他補足する資料等

(注) 添付書類は、事業内容に応じて提出してください。

様式B

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

1 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

経費の区分	事業概要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C) + (D) + (E)	負担区分			備考
				交付金 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
グリーンな栽培体系の 検討		円	円	円	円	円	
グリーンな栽培体系へ の転換に向けたスマー ト農業機械等の導入							
消費者理解の醸成							
合 計							

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、市町村全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体（市町村を除く）の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国又は地方公共団体の一般会計
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における交付金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

Ⅲ 事業完了予定年月日

Ⅳ 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
県交付金		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
事業費		
計		

Ⅴ 添付書類

- (1) 事業実施計画書（みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱に基づいて提出したもの）の写し
- (2) 協議会の規約及び体制図を確認することができる資料
- (3) 総事業費の内訳について、積算根拠となる資料
- (4) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がないことを証明する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）を提出してください。

ただし、市町村が補助事業者の場合は、市町村が事業実施主体から提出された納税証明書又は申立書を確認することとし、提出の必要はありません。

- ※1 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要綱」における第4号様式
 - ※2 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
- (注) マイナンバーカードは表面のみをコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(5) その他補足する資料等

(注) 添付書類は、事業内容に応じて提出してください。

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金
に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

経費の 区分	取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		円			

(注)「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金遅延届出書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第7条第3号の規定に基づき届け出ます。（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

記

- 1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 交付金事業の遂行状況

経費の区分	交付対象経費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
- 2 交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分について省略できることとし、省略するにあたっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定の必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

高知県税の納税義務がない旨の申立書

高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第7条第7号の規定に基づき、下記のとおり、申し立てます。

記

高知県に納税すべき高知県税の納税義務はありません。

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金変更等承認申請書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付金の交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり○○したいので、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、第1号様式の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対比できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止前又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については省略し、添付書類についても、交付金交付申請書に添付したものに変更がある場合のみ添えること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「高知県みどりの食料システム戦略推進交付金変更等承認申請書」を「高知県みどりの食料システム戦略推進交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり○○したいので、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。」を「下記のとおり変更したいので、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱により、交付金○○○円を追加交付されたく申請します。」とする。
- 3 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金
事業遂行状況報告書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

経費の区分	交付対象 経費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金実績報告書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- I 事業の成果
 - II 事業の内容及び実績
 - III 事業完了年月日
 - IV 収支決算
 - V 添付書類
- 注) 様式はA又はBのとおりとする。

- 1 本交付要綱別表の区分1に記載がある事業・・・・・・・・・・様式A
- 2 本交付要綱別表の区分2に記載がある事業・・・・・・・・・・様式B

(注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対比できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
また、事業実績内訳明細書を添付すること。

様式A

I 事業の成果

II 事業の内容及び実績

1 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

経費の区分	事業概要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C) + (D) + (E)	負担区分			備考
				交付金 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
有機農業実施計画の策定		円	円	円	円	円	
有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践							
飛躍的な拡大産地の創出							
合計							

- (注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、市町村全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 事業実施主体（市町村を除く）の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
- 3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。
- 4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。
- 5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

Ⅲ 事業完了年月日

Ⅳ 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
県交付金		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
事業費		
計		

Ⅴ 添付書類

- (1) 事業実施計画書（みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱に基づいて提出したもの）の写し
- (2) 協議会の規約及び体制図を確認することができる資料
- (3) 総事業費の内訳について、積算根拠となる資料
- (4) その他補足する資料等

(注) 添付書類は、事業内容に応じて提出してください。

様式B

I 事業の成果

II 事業の内容及び実績

1 高知県みどりの食料システム戦略推進交付金の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

経費の区分	事業概要	総事業費 (A)	交付対象 経費 (B) = (C)+ (D)+(E)	負担区分			備考
				交付金 (C)	市町村費 (D)	その他 (E)	
グリーンな栽培体系の 検討		円	円	円	円	円	
グリーンな栽培体系へ の転換に向けたスマー ト農業機械等の導入							
消費者理解の醸成							
合 計							

(注) 1 「事業概要」「総事業費」「交付対象経費」「負担区分」の欄は、市町村全体について記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 事業実施主体（市町村を除く）の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に合計額（「減額した金額〇〇〇円」）を記入すること。

4 総事業費については、交付対象外経費がある場合に交付対象外経費を含んだ金額を記載、交付対象経費と同額であれば、同額を記載すること。

5 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

Ⅲ 事業完了年月日

Ⅳ 収支決算

(1)収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
県交付金		
その他		
計		

(2)支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
事業費		
計		

Ⅴ 添付書類

- (1)事業実施計画書（みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱に基づいて提出したもの）の写し
- (2)協議会の規約及び体制図を確認することができる資料
- (3)総事業費の内訳について、積算根拠となる資料
- (4)その他補足する資料等

(注)添付書類は、事業内容に応じて提出してください。

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度みどりの食料システム戦略推進交付金
年度終了実績報告書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第10条第2項の規定により、実績を下記のとおり報告します。

記

交付金事業の実施状況

経費の区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付金事業に要する経費 (A)	交付金	(A)のうち 年度内支出 済額	概算払 受入済額	(A)のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金
の消費税仕入控除税額報告書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の交付金の額の確定額 （○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）なお、事業実施主体が法人格を有しない場合は、全ての構成員分を添付すること。
- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
 - （2）消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
 - （4）事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕
- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔 〕

- (注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- (1) 免税事業者の場合は、交付金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - (2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - (4) 事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

高知県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 ○○ ○○
又は
団体所在地
団体名 代表者 ○○ ○○

令和○○年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金概算払請求書

令和○○年○○月○○日付け高知県指令○○高知環農第○○号で交付決定通知のあった事業について、高知県みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり金○○○円を概算払により交付されたく請求します。

また、併せて、○○年○○月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

○○年○○月○○日現在

経費の区分	交付対象経費	(A) 交付金	(B) 既受領額		遂行状況報告 ○年○月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	○月○日迄予定出来高	金額	○月○日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 下線部は、第9条のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

第 12 号様式（第 13 条関係）

〇〇年度

令和〇〇年度高知県みどりの食料システム戦略推進交付金調書

県			市 町 村 名										備 考
			歳 入			歳 出							
交付金 事業名	交付決 定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち県交付金 相当額	支出 済額	うち県交付金 相当額	翌年度 繰越額	うち県交付金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 1 交付金事業名欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、交付金事業名欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ県交付金相当額を内書（ ）すること。